

## 第 12 回農地中間管理事業評価委員会議事録

- 1 開催日時 令和 3 年 3 月 24 日 (木) 午前 10 時 30 分
- 2 開催場所 長野市南長野北石堂町 1177-3  
J A 長野県ビル 13 階 13A 会議室

### 3 出席評価委員等

- (1) 農地中間管理事業評価委員会委員出席者 3 名  
東方 久男委員長、清野 信之委員、大久保 泰秀委員  
(欠席委員 (2) : 富井 俊雄委員、所 弘志委員)
- (2) 出席理事 2 名  
北原 富裕理事長、堀内 利紀常務理事

### 4 会議次第及び委員会概要

#### (1) 開会

小林事務局長

定刻になりましたので、只今から「第 12 回公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会」を開会させていただきます。

私は事務局長の小林でございます。会議次第に基づき議長選出までの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、当委員会につきましては、「公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会運営要領」により運営させていただきます。

それでは、北原理事長からあいさつを申し上げます。

#### (2) 理事長あいさつ

北原理事長

東方委員長はじめ委員の皆様には、ご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

また、委員各位におかれましては、それぞれのお立場で、当機構の事業推進にご指導・ご助言をいただき感謝申し上げます。

令和 2 年度は、新型コロナにより翻弄され続けた 1 年間でした。当公社におきましても、職員の出勤体制や事業所の現地業務に制約がかかる中で業務の推進に苦労した 1 年でした。

ワクチン接種が医療従事者から順次始まってきておりますが、まだまだ終息には時間がかかる状況です。引き続き感染防止対策をしっかりと意識しながら事業運営を進

めてまいりたいと考えております。

本日は、令和2年度の事業実施状況についてご報告するとともに、令和3年度の事業推進計画について説明させていただき、委員の皆様からの御意見を頂戴したいと考えております。

詳細については、担当部長等から説明をいたしますが、概要についてお伝えさせていただきます。

令和2年度においては、農地中間管理事業法が改正され、農地中間管理事業と円滑化事業との統合一体化や集積計画一括方式の運用が本格的に進められました。事業量の大幅な増加に対応するため、中間管理部に企画事業推進部門と農地情報管理部門を設けるとともに、農地情報管理と農地整備事業のそれぞれを総括する参与及び円滑化事業からの移行等を担当する参事を新たに配置し、効率的な事業運営に努めてまいりました。

本年度の事業実績ですが、集積は1,895ha、配分は更新も含めて2,453haの見込みであり、令和元年度事業実績に対しては、集積面積205%、配分面積254%と2倍以上の取組面積となります。

円滑化事業からの移行が当初計画に対してはまだ少ない状況ですが、県の食と農業農村振興計画で定める、新規集積目標1,600haに対しては、平成26年度の事業開始以来、初めて目標面積を上回ったところでございます。

また、令和2年度末の集積計画のストックは、4万6,000筆余、面積で6,200ha余、借料で3億4千万円余と、昨年度末に対して1.4倍のストック量になる見込みです。

年度当初は、集積計画一括方式への切り替えやコロナ対策への対応、6月には、新たな事務処理システムへの移行ということもさせていただきました。その中で、市町村等業務委託先との間で少なからず混乱がありましたが、徐々に連携体制も整備され、多くの業務委託先では、比較的順調に事務処理が進められるようになってきております。

令和3年度につきましては、引き続き意欲的な目標面積ですが、令和2年度と同様に、新規集積面積1,600ha、円滑化事業からの移行分2,100haの合計3,700haを目標面積としました。

2年度実績に比べて集積・配分面積が確実に増加しますし、ストック量の増加に伴い、更新案件や相続案件、解約案件、更に賃料の未納や未払い案件が更に増加すると考えております。これら増加する事業量に対して、限られた人員体制の中での的確に対応することが求められますので、市町村等の業務委託先との連携を一層深めるとともに、正確性・適格性は前提条件ですが、そういう中にも業務負担を軽減するための効率的な事務処理の見直しも随時進めていきたいと考えております。

今後、更に事業量が増える中では、事務労力の負担軽減のためには事務処理のデジタル化への対応が求められております。また、集積されていますデータの分析と分析結果の市町村等関係機関への情報提供、こうしたことも中間管理機構の基本的業務として今後益々必要であろうと考えております。ただ、現状のシステムの中では、できるシス

テムにはなっていない状況ですし、このシステムを変えるということには大きな費用負担が伴うということですので、今後一定の期間を取り、新しいシステムの対応を考えたが事業推進しなければいけないと考えております。

本日は、前回の評価委員会でご指摘いただいた内容や提言を踏まえて、テーマごとに整理した資料もお示しさせていただきました。委員の皆様から、幅広い視点から忌憚ないご意見・ご提言をいただき、農地中間管理事業の今後の事業推進に反映させていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

### (3) 議長選出

小林事務局長

続いて議長選出でございますが、「評価委員会運営要領」の第3条の2により委員長が議長となるとなっております。東方委員長よろしく申し上げます。

### (4) 令和2年度農地中間管理事業の実施状況について

議長

それでは、暫く議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願いします。

次第の第3の協議事項に移らせていただきます。最初に「(1) 令和2年度農地中間管理事業の実施状況について」説明をお願いします。

大池中間管理部長

中間管理部長の大池でございます。「農地中間管理事業評価委員会資料」に基づいてご説明させていただきます。

令和2年度の実績見込みは、借入6,714件、13,577筆、1,894.7ha、令和元年度対比205.3%、貸付3,056件、16,931筆、2,453.2ha前年度比253.7%と2倍以上となりました。

以下資料により説明

東方委員長

委員の皆様、只今の説明について御質問ございますでしょうか。

1,600haを突破し、1,894.7haとまず目標を達成されたことは評価されます。コロナの対応に大変な中で、対面での対応ができない状況があったと思います。そのような中で事業を推進するのは大変だったと思います。その中で大きな事故もなくできたことは評価したいと思います。

かぶちゃんファームについても、誠心誠意対応されて、あと借受農地の地権者の対応など最後のところが残っているだけということでスムーズにこられたこともよくやられたと思います。只今の説明の中でなにかございますでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、次に進めさせていただきます。協議事項の(2)令和3年度の事業推進について説明をお願いいたします。

大池中間管理部長

資料 15 ページをお願いします。令和 3 年度の中間管理事業の活動方針でございます。  
当方針については、先の理事会で承認をいただいたものでございます。  
資料 19 ページの取組概要により説明

堀内常務理事

続きまして 20 ページをお願いします。公社全体の事業計画と予算でございます。  
資料 20 ページから 28 ページまで説明

東方委員長

只今の説明につきまして委員の皆さんから何か質問はございますでしょうか。

清野委員

市町村や JA との協力強化ということで、業務委託費の内容を契約した委託費用はどのように積算しているのでしょうか。

大池中間管理部長

令和 2 年度から積算方法を見直させていただきました。元年度までは、委託先で要求された額でそのまま契約をしていましたが、実績支払いを基本としました。  
また、令和 3 年度は、さらに積算基準を明確化しております。  
具体的には、過去のストックもありますので、前年の支払額の半分を基本額としました。  
そこに今年どれだけ集積するのか目標を設定していただき、それに単価設定をして支払っております。また、面積が非常に増加している市町村もありますので、50ha に 1 人の人件費相当分を配分し、基盤整備を実施するところはその分の事務が増加しますので、その人件費相当分を配分しました。以上のように実績に見合った委託費にしようとして設定しております。

清野委員

ありがとうございました。今までの積算に疑問がありましたので、お聞きしましたがよくわかりました。

議長

他にはどうでしょうか。

ないようですので、協議事項 3 農地中間管理事業の取組に対する評価委員からの意見ですが、前回第 11 回の評価委員会の指摘提言事項への対応状況ということですが、今まで項目の羅列したものを整理していただきたいとお願いしましたので、そこも含めてお願いします。

大池中間管理部長

A3の2枚表になります。「第11回評価委員会までの指摘事項・提言事項への対応状況」19ページで説明した取組概要の9つの体系で整理し、分類した内容について前回指摘を受けた事項を中心に説明

東方委員長

体系的でわかりやすくまとめていただきました。ありがとうございました。

議長

只今の説明についてご質問ございますでしょうか。

それでは今までの説明も含めて各委員さんから意見ををお願いします。

(3)の農地中間管理事業の取組に対する評価委員からの意見に入ります。

ご意見、ご提案をいただきたいと思います。

大久保委員

私たちの松本市では、円滑化事業から中間管理事業への移行がされて良かったと思います。昨年から「人・農地プラン」の中で後継者の位置づけとか、地図への落とし込みや色分けが終わりました。12月までに地図を完成し、それを見ながら担い手が話し合い活動をしました。

これから開催される話し合いでは、賃料の見直しをして地域内の賃料を統一することで、比較的安価な賃料となり、その賃料で中間管理事業に移行してくると思います。

中間管理事業の評価については、良くなってきております。ただ、ほ場整備から外れた農地が100haくらいあり、そういう土地は小面積や変形地、また道路未接続などで担い手が借り入れない農地が増えています。そのような農地を整備しようと一部では動きがあり、中間管理機構が入って整備してもらおうようになるのではないかと考えております。

JAでは、全て中間管理事業へ移行するとしておりますが、農家の中には移行したくないという人もいます。そのような人たちも、代替わりすれば全て中間管理事業へ移行するようになると思います。

議長

ありがとうございました。

清野委員

中間管理事業が始まった当初は、いろいろ縛りがあって、条件が厳しく、中間管理事業に疑問を持つ農家が多くありました。米の物納や賃貸借期間の短縮など、中間管理事業が農家に受け入れられる事業になってきたように思います。

ただし、市町村で実施している基盤強化法の利用権設定は簡単でやり易いので、中間管理事業への移行が少なく、利用権設定事業から移行するにはどうしたらいいのかと思っ

ています。

農家は、中間管理事業は重たい事業と思っていますし、農業委員の中でも中間管理事業にメリットがあるのか、面倒なのではないかと話も出ます。先ほどの課題で説明がありましたが、改選された農業委員会に来て説明をしてもらうなどしていただくといいと思います。農業委員大会のような場での説明は聞き流している農業委員が多いので、各市町村の農業委員会、特に改選された新任の農業委員に説明をいただければいいと思います。

だいぶ中間管理機構も定着してきていますので、今後は中心的になると思います。我々農業委員会も協力していきますので、よろしくお願いいたします。

議長

只今の委員さんの意見・要望に対して、いかがでしょうか。

大池中間管理部長

貴重なご提言をいただきありがとうございます。ご指摘を受けまして、若干コメントをさせていただきます。

大久保委員さんから「人・農地プラン」の実質化が完了するとのお話でした。まだ、実質化していないところもございまして、スタートしていないところやこれから動かしていくところもございまして。

我々も農業委員さんと共に進めていくことになると思います。皆さんが作られたプランを実現することが、中間管理機構として重要な業務と考えております。

賃料の統一化をされるとのことですが、非常にありがたいこととございます。バラバラな賃料のところもございまして、今後の取組では集約化ということも我々にとって課題とございます。担い手に集約する場合、賃料が違っていると農地の交換が難しくなります。そのようなことから、地域として賃料の統一化というのは必要ではないかと思っておりますので、農業委員会と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

ほ場整備外地区については、遊休農地調査で情報をいただき、貸付申し出がありますが、担い手が使えない農地と判断せざると得ないところがあります。その場合は関連事業を含め提案していきたいと思っております。これから基盤整備をしても地主さんは全く耕作する意思がない場合は、新たな投資をするということはないと思っておりますので、地主さんの負担がゼロという事業もございまして、ご紹介しながら取り組んでまいりたいと思っております。

清野委員からの重要なご指摘をいただきました。機構事業も当初は、厳しい条件もあり、なかなか浸透してこなかったわけとございますが、ここに来て、認知度も上がってきていると思っております。まだ使いづらいとの声もあり、そのご意見は真摯に受け止めながら運用変更も図っていきたくと考えております。

先ほどの資料でもご説明しましたが、機構もマンパワーがないものですから、地域の状況もわからないところがありますので、地元をわかっている農業委員、農地利用最適化推進委員のお力を借りないとできないということはそのとおりとございます。まず農業委員さんがこの事業を知らないと思わないと思っておりますので、農業委員会、農業委員にこの事業を知っていただいて農業者に周知され、それが口コミで広がるように、その取っ掛かり

が農業委員さんからのアナウンスだと思います。今後その取組も積極的に行っていきたいと思っております。

清野委員

ありがとうございました。

議長

まとめに入っていきますが、大久保委員さんからは円滑化事業からの移行は良かったと率直にお話をいただきました。松本は集積が進んでいるところですね。

地図を確認して話し合ったり、具体化してこられています。県内でもトップレベルの地域という気がします。賃料の単価設定を統一化とか条件整備を進めてきている。遊休農地とかほ場整備外地区の農地が100haくらいあり、集積が進んでいてもその次があるのだということを率直に感じました。取組のご努力の様子を伺ったところでございます。

清野委員さんからは、農業委員会の協議会長さんでもありますので、非常に大局的な捉え方をいただいております。当初は縛りがあって、中間管理事業も進まなかったが、物納とか事務手続きの簡素化をした中でお願いできるようになってきて、徐々に評価されてきているとのお話をいただきました。

中間管理事業に対してはいろいろな課題や意見があり、農業委員大会での説明は、農業委員さんの中でも聞き流してしまうという方もおられるようですが、今回改選ということで、このタイミングを捉えて説明を行い更に飛躍していただければ、中間管理事業は定着してくるのではないかとのご感想をいただいたわけでございます。そんなことでよろしいでしょうか。

不足、追加、新たな意見があればお願いします。

清野委員

荒廃農地が増えてきて、荒廃農地を借りてほしいという人もおります。借りても作れるのかという農地が相当あります。中野市も手を付けてこなかったのですが、2年前から非農地化をかなり進めています。耕作は無理だと言うところを非農地で区分けして、農地の実態を把握する動きが出てきています。

そういう状況の中で中間管理機構へ借りてほしいというところは、なるべく受けていただきたい。守るべき農地を絞っていますので、連携してやっていければいいと思います。

今、できるだけ中間管理機構へ出すようPRされていますが、耕作条件から中間管理機構に出す前に止めている農地もあります。実際は出しても借りられないと判断されています。その辺ももう少しなんとかなればいいと思います。

議長

これは本音の中で大事なことなんですけど、本日はこのようなことを伺えて良かったと思います。ただ形式だけでなく。

大池中間管理部長

貴重なご意見ありがとうございました。私も同感でございます。市町村の農業委員会で守るべき農地を明確化することは非常に重要と思います。それが「人・農地プラン」の地図化というものが一つの手法と思っています。

農地中間管理機構も全て受け入れられるわけではございません。例えば中野市で守るべき農地の中に遊休農地が混在している。その隣接農地が優良農地であっても、遊休農地から病気がうつるから借りたくないということになります。そういった農地については、先ほどご説明しました遊休農地再生事業を機構が取り組ませていただき、中間管理権を設定して、整備して担い手に貸していく。それを荒廃している全ての農地までやることはできませんが、市町村が農地と線引きしたところは、できるだけ受けていくことにしていくことが必要だと考えます。そのスタートは、市町村の「人・農地プラン」であったり、農業委員会の判断だと思っています。

非常に前向きな取組をされておりますので、我々もそうしたことで整理していきたいと思っています。今後とも引き続きよろしくお願い致します。

議長

第 11 回までのまとめの中で遊休農地再生事業の重要なことが清野委員さんや部長さんから話をいただきましたが、これは 4 番の基盤整備事業実施地区での事業展開の中にあるのですか。

大池中間管理部長

遊休農地再生事業は項目でいうと 5 番になります。これまでのご指摘になかったので、項目立てしてありません。ご指摘をいただきましたので、主項目の中に次回から加えながら整理させていただきます。

議長

非農地化の推進などは、とても重要なことです。そこを市町村でやっていただくことが重要です。農地中間管理機構では無理ですけれども。

大池中間管理部長

国の政策目標で 8 割を担い手に集積するとしていますが、8 割は、農業委員会で非農地化するところは非農地化して集積率の分母から外すということになっているので、8 割になると説明しています。機構としても、その辺の整理をきちんとしていただくことも目標達成には必要なのではないかと考えております。

議長

昨年 6 月の農水省の報告では、9,000ha の 37.6%。これは未整備の中での結果になって

いるのではないのでしょうか。

#### 大久保委員

松本市では、農地中間管理機構にお願いするのは、全て出し手と借り手がきちんと決まっているところを出しています。機構にお願いできない農地は、借り手がないので、荒廃しています。そういう農地がたくさんありますので、地元負担がない方法の基盤整備を取り組むことは必要だと思います。

中山間地と違い、平坦農地は荒廃している農地はあまりありませんので、地域で中間管理事業の取組を進めています。

#### 議長

ほかに、いかがでしょうか。5ページの市町村別実績がありますが、やはり偏りがあります。進んでいる市町村と進んでいない市町村が見られます。中野市は20.1haと健闘されており、北信も松本も頑張っていると見えます。南信は少ない市町村があります。

地区によってもまとまった農地があったり、まだ熟度がないところが出ています。7ページでは、保有ゼロというところもあります。いろいろ条件とかあるのでしようけれども、ゼロのところは更なる取組をお願いしたいところも見られます。

#### 大池中間管理部長

この制度は水田の流動化をベースにしておりますので、中野市は果樹園中心の地域ですから、樹園地の流動化は課題が残っていると思います。樹園地の所有者も高齢化して手放したいと思っている方もおられますので、若い担い手にどうやって受け継いでいくのかは課題と思っています。

数字が伸びている市町村は、水田地帯で流動化しやすいと思います。

#### 議長

事業取組が進んだ状況ですが、利用状況によって違ってくるということですね。賃料の未払いのほうは大変だなと感じがします。相続放棄で支払先がないものは供託もあるということで、いろいろと手続きが出てきますね。

令和2年度分もまだ54件で120万円余残っていますね、こういったことは今後増えると思われしますので、そういった事務も求められますのでしっかり対応をお願いします。

未収金のほうは大丈夫そうですね。

かぶちゃんファームのほうは解決したということで、ご苦労様でした。

広告・広報活動は極めて大事ですから、市町村や農業委員会に対してしっかりPRしていく、何度もやっていかなければいけないと思いますので、是非よろしくをお願いします。

関係団体に協力いただくことは極めて重要ですので、これからもお願いしたいと思います。

清野委員

このカレンダーはどこに配っているのですか。

大池中間管理部長

担い手の方々に配っています。委員の皆様にお配りしていないことをお詫びいたします。

議長

18 ページの当初計画欄で円滑化からの移行が 2,100ha 予定したけれども、なかなか進まなかったのでしょうか。結果的には令和 2 年度計画の期末保有量が、8,257ha となっており、それが 3 年度の当初計画では 6,285ha になっております。

これは円滑化からの移行がずれた（予定より遅れた）ということでしょうか。

大池中間管理部長

2 年度の当初計画では、円滑化からの移行が 2,100ha と設定をさせていただきましたが、初年度でスタート段階ということで伸びなかったということもあります。計画面積は県の予算がらみもあり、これで固定しておりますから、実績面積は時点修正をさせていただき、現状にさせていただいたということでございます。

未払は、地主さんの口座が凍結されてしまって振り込むにも口座がないという状況ですので、相続人の方に振り込みできるよう手続きをさせていただいております。地主さんの高齢化や他県に住んでいらっしゃるなどで業務委託先の事務も苦勞していただいております。

議長

事務量も今後増えますが、事務手続きにミスのないようにお願いしたいと思います。27 ページ予算の前年度との比較ですが、受け取り補助金は若干減となるのですね。

堀内常務理事

はいそうなります。

議長

職員給与、賃金は増加ということですか。

堀内常務理事

給与あるいは賃金の対象人数が変わります。人件費とすればほぼ同じです。

議長

法定福利費は増えますがどうでしょう。

堀内常務理事

個人ごとに積算して合計が増加しております。

議長

印刷製本などは減額していますが、PRの面は大丈夫でしょうか。

堀内常務理事

令和2年度の執行見込み額とほぼ同額でPR費が不足することはないと思います。科目の流用もできますので、対応していきます。

議長

コロナの対応の関係で、デジタル化とか公共媒体の活用からすると、メリハリのある積極的な予算が必要だと思います。市町村への積極的な取組が求められますので、前年度並みというのは消極的かなと思います。燃料費や旅費も減額ですがその分をPRに向けるなど工夫が必要だと思います。

データ分析ですとか市町村への提供は費用面でこれからということを経理長さんもおっしゃっております。データの処理業務も必要になるのでそういう積極予算が必要ではないかと思います。そのへんの工夫が見られないと感じたところです。専門的立場で触れさせていただきました。

事業の内容につきましては、部長さんから十分に説明をいただき、取組状況や対応状況をまとめて資料を追加していただくようお願いします。また、法改正への適切な対応では、「人・農地プラン」の実質化ということで276件でしたか完了したもの、これから話し合いをするところが非常に重要なところですので、その取組実質化された「人・農地プラン」に基づく実践・展開といった残された課題もありますが、取組よろしく願いいたします。

県や関係機関との連携ということで、5者合意の徹底、各団体の上層部には徹底されたが、現場にはまだという状況でこれから浸透していくことが極めて重要と考えます。浸透することが結果的にはJAさんとか農業委員・最適化推進委員との連携強化となっていくと思います。

農林水産省のアンケート結果から見てもまだ、他県よりは、遅れているという感じが否めません。農業委員会のご協力は欠かせないところです。コロナの影響でなかなか訪問が難しいと思いますが、何らかの形で更なる取組をいただければと強くお願いしたいところです。以上まとめさせていただきました。他の委員さんよろしいでしょうか。

本日の意見は取りまとめまして、委員会としての意見とさせていただきます。事務局におかれましては、しっかり対応されるとともに次回委員会においてその対応状況について報告をお願いできればと思います。

他にないようですので、これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

小林事務局長

東方委員長さんにはスムーズな議事進行ありがとうございました。最後に北原理事長からお礼のあいさつをさせていただきます。

北原理事長

東方委員長さん、大久保委員、清野委員、それぞれ貴重なご提言ご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。それぞれの皆様のご指摘どおり中間管理事業の認知度がやっとう上がってきたという段階であろうと思います。

これから円滑化事業との統合、農地を貸したい人の要望への対応、その中での機構の果たすべき使命は大きいと思います。農地というのは、農業生産の一番の基盤としてのツールですので、農地がなければ作物生産もできません。

それぞれの施策は、目に見える作物、収益、金額のところに視点が行くわけですが、その下支えをする仕事、それを現場でお願いする市町村、JA等の業務委託先の方々、それに関わる農業委員、最適化推進委員の皆様方のご理解や、一緒になっての事業推進がこれから私どもには益々必要になると思っております。

理解促進のための取組というものも本日のご指摘の中で3年度の仕事の一つとして意を持ちながら進めていきたいと考えております。個別には賃料ですとか遊休農地の借入れですとか利用権設定事業からの切り替えですとかは、今までも問題意識を持っておりましたし、これからも問題意識を持って取り組まなければいけない課題と考えております。現場でもしっかりと対応させていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本日いただきましたご意見ご提言を3年度事業の中で検討、対応させていただくなかで、次回6月までには方向をお示しさせていただき3年度事業に組み込んでしっかり対応してまいりたいと考えております。よろしく願います。本日は貴重なご意見ありがとうございました。

小林事務局長

これをもちまして第12回長野県農地中間管理事業評価委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。